

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年4月27日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和4年度公立保育所等入所児童の尿検査業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13040009
(3) 物品委託役務内容	保育所等入所児童の健康保持増進及び衛生管理を図るため、尿検査業務を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	寺西保育所ほか25施設
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	複数単価契約
(12) 収入印紙	不要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	医療>臨床検査★
イ	法令等による登録等	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76条）第20条の3に基づく衛生検査所登録において検査業務の内容を「生化学的検査」とする登録を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に営業所を有する者または広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（令和4年4月27日公告・令和4年度公立保育所等入所児童の尿検査業務）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1円以上の整数とする。なお、当該金額を契約単価とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する1円以上の整数の額とする。ただし、契約単価は、入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載するものとする。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。
- 上記(1)～(5)によらない入札書は、その入札を無効とする。

#### 4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年4月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年4月27日～ 令和4年5月23日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年4月27日～ 令和4年5月10日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 こども未来部 保育課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 /ファックス番号 082-422-6669 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年5月13日～ 令和4年5月23日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年5月19日～ 令和4年5月20日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年5月23日 午後2時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

##### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

## 令和4年度公立保育所等入所児童の尿検査業務仕様書

### 1 業務名

令和4年度公立保育所等入所児童の尿検査業務

### 2 履行場所

寺西保育所ほか25施設（以下「保育所等」という。）

### 3 検査対象施設及び人数

別紙1「検査対象施設及び人数一覧」のとおり

### 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで

### 5 業務内容

保育所等入所児童の健康保持増進及び衛生管理を図るため、尿検査業務を行うもの。

### 6 検査実施方法

(1) 尿検査は、保育所等入所児童を対象に6月に1回、10月に1回の計2回行うものとする。

検査項目は、蛋白・糖・潜血の3項目とし、半定量検査を実施すること。

発注予定数量は8(1)(契約単価表)のとおりとし、1検体1回あたりの尿検査回数及び各施設に配付する採尿パックの配付数量とする。

(2) 検査容器の配付

① 受注者は、別紙1の各施設を巡回して検査日(6月及び10月)の2週間前までに尿カップ及び採尿パックを配付すること。

なお、各保育所等に配付する尿カップ及び採尿パック数は5月中旬及び9月中旬までに発注者から受注者へ連絡するものとする。

② 配付は、受注者の費用負担により郵送によることができるものとする。

(3) 検体の回収・検査

① 回収頻度は、次のとおりとする。

回収頻度	
6月	10月
別紙1の対象施設ごとに最大3回	別紙1の対象施設ごとに最大3回

② 各実施時期(6月・10月)ともに、全対象児童の尿を回収できなかった場合でも3回で終了とする。また、1回目又は2回目で全対象児童の尿を回収できたときはその時点で終了とする。

なお、検査・回収の日時は、発注者と受注者とで事前に協議し定めるものとする。

③ ①の結果、全ての対象児童の尿が回収できないときは、7月及び11月に各4回を限度として設ける臨時回収日において回収するものとする。

臨時回収は発注者が行い、回収後の検体を受注者へ渡すものとし、回収日時については、事前に受注者と協議の上定めるものとする。

(4) 結果報告

① 受注者は、検査後、報告書を2部作成し、検体を回収した（又は受け取った）日から起算して30日以内に保育課に1部、各保育所等に各1部提出するものとする。

郵送により報告する場合は、宛て先は検査対象施設一覧の住所に送付すること。

② 報告内容

以下の項目を報告書に記載すること。

- ・保育課提出用…施設名、施設ごとの各検査項目の検査人数及び有所見者数
- ・保育所等提出用…検査対象者名、検査結果

7 業務実施責任者

受注者は契約締結後、次の(1)、(2)及び(3)に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

- (1) 業務実施責任者は、資格を求めない。
- (2) 業務実施責任者は、受注者側の責任者として本業務の技術的な管理を行うとともに、業務全体を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために発注者と連絡調整を行う等の事務を処理するものとする。
- (3) 業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、契約締結後雇用関係が確認できる書類（社員証の写し等）を提出すること。

8 契約単価と発注予定数量について

(1) 本契約は、1検体1回あたりの尿カップを使用する検査代金、採尿パックの各代金を定める単価契約である。本業務にかかる委託料の支払いは、次表（契約単価表）のとおり履行区分ごとに行うこととし、計算方法は下記契約単価にそれぞれ履行数量（発注予定数量）を乗じて計算するものとし、9（1）のア又はイにより算出した額とする。

(契約単価表)

履行区分		数量	単位	契約単価	発注予定数量	
					6月	10月
内 訳	1. 尿検査 (尿カップ)	1	回	(1人1検体1回あたり) 円	1,485回	1,615回
	2. 採尿パック	1	個	円	497個	627個

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

入札書記載の単価とする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

(2) (契約単価表)の発注予定数量は予定であり、契約締結後に変動がある。ただし、上記(契約単価表)の発注予定数量を上限とし、その2割減の数量を下限とする。履行の過程において、やむを得

ず履行数量が発注予定数量の2割を超す減となった場合は、発注者と受注者において契約金額（単価を含む。）について協議し、必要があると認めるときは委託料（契約単価を含む。）の変更を行うものとする。

## 9 委託料の計算方法

- (1) 本業務は、履行開始後、次の履行期間を単位として委託料を請求できるものとし、計算方法は次のとおりとする。

履行期間（支払区分）	支払金額
9月までの履行分	次のア又はイにより計算した額
10月以降の履行分	

### ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価表に示す内訳ごとの契約単価にそれぞれ履行数量（発注数量）を乗じて計算し合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

### イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価表に示す内訳ごとの契約単価にそれぞれ履行数量（発注数量）を乗じて計算し合計した額とする。

## (2) 請求時の提出書類

受注者は、請求書の提出と合わせて次の書類を提出すること。

別表1に示す施設ごとの検査回数、配付容器名、配付個数、各契約単価及びその合計金額を記載したもの。

なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあつては、請求内訳書の記載金額は消費税及び地方消費税額を含まないものとする。

## 10 留意事項

- (1) 業務受注者は、検査の結果、業務に支障をきたす事項があると判断した場合は、速やかに通知するものとする。
- (2) 本業務の検査を行うものは、法令の定める資格を有する者が行う。
- (3) その他本業務の遂行上、必要と認められる事項については、協議の上、定めるものとする。
- (4) 業務受注者は、この検査業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 11 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 こども未来部 保育課 保育所係

電話 (082) 420-0934

FAX (082) 422-6669

## 検査対象施設及び人数一覧

番号	施設名	住所	対象 児童数	発注予定数量					
				尿検査(回)			採尿パック(個)		
				6月	10月	12月	6月	10月	12月
1	東広島市立寺西保育所	東広島市西条町寺家7735-3	104	104	109	213	37	42	79
2	東広島市立西条東保育所	東広島市西条西本町11-24	99	99	104	203	37	42	79
3	東広島市立板城保育所	東広島市西条町森近966-1	84	84	89	173	25	30	55
4	東広島市立郷田保育所	東広島市西条町郷曾11133-2	85	85	90	175	25	30	55
5	東広島市立吉川保育所	東広島市八本松町吉川351-1	25	25	30	55	7	12	19
6	東広島市立原保育所	東広島市八本松町原6782-1	60	60	65	125	18	23	41
7	東広島市立川上西部保育所	東広島市八本松南2丁目3-1	99	99	104	203	29	34	63
8	東広島市立川上東部保育所	東広島市八本松町正力1441-1	70	70	75	145	22	27	49
9	東広島市立川上中部保育所	東広島市八本松飯田2丁目17-5	80	80	85	165	23	28	51
10	東広島市立高屋東保育所	東広島市高屋町白市632-1	59	59	64	123	20	25	45
11	東広島市立小谷保育所	東広島市高屋町小谷1694	56	56	61	117	17	22	39
12	東広島市立造賀保育所	東広島市高屋町造賀3686	49	49	54	103	15	20	35
13	東広島市立高屋中央保育所	東広島市高屋町中島407	120	120	125	245	45	50	95
14	東広島市立志和堀保育所	東広島市志和町志和堀839-6	23	23	28	51	7	12	19
15	東広島市立板城西保育所	東広島市黒瀬町小多田438-1	35	35	40	75	15	20	35
16	東広島市立上黒瀬保育所	東広島市黒瀬町南方1411	53	53	58	111	17	22	39
17	東広島市立乃美尾保育所	東広島市黒瀬町乃美尾2131	35	35	40	75	13	18	31
18	東広島市立中黒瀬保育所	東広島市黒瀬町丸山1453-4	127	127	132	259	52	57	109
19	東広島市立曉保育所	東広島市黒瀬町津江857	48	48	53	101	16	21	37
20	東広島市立木谷保育所	安芸津町木谷11218-1	22	22	27	49	9	14	23
21	東広島市立三津保育所	安芸津町三津5545-2	36	36	41	77	12	17	29
22	東広島市立風早保育所	安芸津町風早367-3	21	21	26	47	6	11	17
23	東広島市立認定こども園くぼ	東広島市福富町久芳3327	22	22	27	49	4	9	13
24	東広島市立認定こども園たけに	東広島市福富町下竹仁534-2	17	17	22	39	4	9	13
25	東広島市立認定こども園とよさか	東広島市豊栄町鍛冶屋577-1	39	39	44	83	15	20	35
26	東広島市立河内西保育所	東広島市河内町河戸802-2	17	17	22	39	7	12	19
小計			1,485	1,485	1,615	3,100	497	627	1,124

※ 対象児童数は、令和4年4月1日入所者数(予定)。(1号認定含む)

※ 年間発注予定数量は令和4年度入所者の年齢から試算